

事務所衛生基準のあり方に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

事務所における衛生基準については、昭和 46 年に事務所衛生基準規則が定められて以降、女性の活躍促進や高年齢労働者の増加、障害をもつ人々への職場での配慮が進むなど社会の状況が変化するとともに、事務所の作業環境も従来とは異なってきている。

また、平成 30 年 6 月の働き方改革推進法案の審議が行われる中で、働き方改革の実現のためには、事務所における労働者の休養、清潔保持等のために職場環境の改善を図ることも重要であるとして、附帯決議がなされたところである。

今般、事務所衛生基準等のうち、清潔、休養に関する事項を中心に実態調査を行った結果や空気環境に関する調査結果を踏まえ、労働衛生分野に関する専門家等の参画を得て、事務所等における衛生基準のあり方と見直しの方向性につき、事務所衛生基準規則や関係指針等の改正を念頭に置き検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 事務所衛生基準における課題
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が別紙の専門家の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会には必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。